

○国土交通省告示第三百三十一号

自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領を次のように定める。

平成十九年二月十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領

(目的)

第一条 この要領は、自動車の排出ガス低減性能の評価等に関する規程（平成十一年運輸省告示第六百号）による認定を受けるために行う自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造を認定することにより、排出ガス低減性能の高い自動車の普及の促進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この要領における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- 一 「型式指定自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車をいう。
- 二 「一酸化炭素等発散防止装置指定自動車」とは、法第七十五条の二第一項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車（型式指定自動車を除く。）をいう。

三 「排ガス低減性能向上改造」とは、自動車の排出ガス低減性能の評価等に関する規程による認定を受けるために行う改造であつて、次のいずれにも該当するものをいう。

イ 型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車のうち、次に掲げるもの（以下「対象自動車」という。）を改造するものであること。

(1) 法第七条の規定に基づく新規登録を受けたことがない自動車（普通自動車及び小型自動車に限る。）

(2) 法第六十条の規定に基づく車両番号の指定を受けたことがない検査対象軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）

ロ 法第四十一条に掲げる装置のうち、少なくとも原動機又は燃料装置を改造するものであること。

ハ 当該改造が対象自動車の燃料（次に掲げる燃料であつて、法令等によりその品質に関する定めがあるものに限る。以下同じ。）の種別の変更を含むものであること。

(1) 軽油

(2) ガソリン

(3) 液化石油ガス

(4) 圧縮天然ガス

(5) メタノール

四 「改造前排出ガス諸元値」とは、低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三三号）以下「低排認定告示」という。）第三条に規定する物質の排出量であつて、同告示第四条に規定する試験方法により測定された値及び排ガス低減性能向上改造の精度等を勘案して定める値であつて、次の表の上欄に掲げる自動車の種類に依り、それぞれ同表の下欄に掲げる指定又は承認の時に確定したものをいう。

<p>自動車の種類</p>	<p>指定又は承認</p>
<p>型式指定自動車</p>	<p>当該型式指定自動車に係る次の指定又は承認</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 法第七十五条第一項の指定 二 自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第十条第一項の承認
<p>一酸化炭素等発散防止装置指定自動車</p>	<p>当該一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置に係る次の指定又は承認</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 法第七十五条の二第一項の指定 二 装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の承認

五 「改造後排出ガス諸元値」とは、排ガス低減性能向上改造後の自動車に係る低排認定告示第三条に規定する物質の排出量であつて同告示第四条に規定する試験方法により測定された値及び排ガス低減性能向上改造の精度等を勘案して定める値をいう。

(改造の認定)

第三条 国土交通大臣は、次に掲げる者の申請により、排ガス低減性能向上改造のうち、第五条の基準に適合するものを認定することができる。

- 一 排ガス低減性能向上改造を行おうとする者（外国においてそれを行おうとする者を含む。）
- 二 排ガス低減性能向上改造を行おうとする者から当該改造後の自動車を購入する契約を締結している者であつて当該自動車を販売するもの

(認定の申請)

第四条 前条の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 排ガス低減性能向上改造を行う対象自動車の種類、車名、型式及び改造前排出ガス諸元値
- 三 排ガス低減性能向上改造を行う原動機又は燃料装置の名称

- 四 排ガス低減性能向上改造後の燃料の種類
 - 五 排ガス低減性能向上改造により達成しようとする改造後排出ガス諸元値
 - 六 排ガス低減性能向上改造を実施する工場の名称及び所在地
 - 七 排ガス低減性能向上改造を行う者の氏名又は名称及び住所
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付するものとする。
- 一 排ガス低減性能向上改造前後の対象自動車の構造及び性能（排ガス低減性能向上改造に係る部分に限る。）を記載した書面
 - 二 排ガス低減性能向上改造により対象自動車の改造後排出ガス諸元値が第五条第一号及び第三号に掲げる基準に適合することを説明する書面
 - 三 排ガス低減性能向上改造後の対象自動車の取扱いを説明する書面（排ガス低減性能向上改造を行った部分に係るものに限る。）
 - 四 排ガス低減性能向上改造後の対象自動車の点検及び整備に係る実施要領を記載した書面（排ガス低減性能向上改造を行った部分に係るものに限る。）
 - 五 排ガス低減性能向上改造の品質管理に係る実施要領及び組織を記載した書面（当該改造を行うすべての工場が国際標準化機構第九〇〇一号の規格により登録されている場合にあつては、すべての工場がその規格により登録されていることを証する書面）

六 第三条第二号の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し及び前項の申請を行うことについて、当該改造を行う者が同意したことを証する書面

3 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、当該認定の申請者に対し、前条の認定のために必要な限度において書面の提出、試験の実施及び改造後の対象自動車の提示を求めることができる。

(認定基準)

第五条 国土交通大臣は、前条第一項の申請があつた場合において、当該改造が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、第三条の認定を行うものとする。

一 排ガス低減性能向上改造後の対象自動車が、次に掲げる基準に適合していること。

イ 改造後排出ガス諸元値が低排認定告示第五条各号のいずれかの表の上欄に掲げる自動車の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる基準に適合していること。

ロ 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第三十一条第二項及び第三項の基準に適合していること。

二 前条第二項第三号及び第四号に掲げる書面が、当該改造後の対象自動車の使用者が分かりやすいように適正に作成されていること。

三 当該改造後、前条第二項第四号の点検及び整備に係る実施要領に基づき対象自動車の点検及び整備を行うことにより、低排認定告示第四条第一号の表上欄に掲げる自動車の種類に応じ、それ

ぞれ同表下欄に掲げる耐久走行距離に達するまでの間、第一号の基準に適合する改造後排出ガス諸元値を保持できるものであること。

四 当該認定の申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。

イ 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 第十二条（第一号を除く。）の規定により、改造の認定の取消しを受け、かつ、その取消しの日から二年を経過しない者（当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から二年を経過しないものを含む。）

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であつて、その法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ 法人であつて、その役員のうちイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの
（意見の聴取）

第六条 国土交通大臣は、第三条の認定のために必要があると認めるときは、学識経験者、自動車製作者その他の排ガス低減性能向上改造に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（通知）

第七条 国土交通大臣は、第三条の認定をしたときは、認定番号を付してその旨を当該認定の申請者に通知するものとする。

2 国土交通大臣は、第三条の認定をしなかつたときは、理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。

(変更届等)

第八条 排ガス低減性能向上改造の認定を受けた者(以下「認定改造者」という。)は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表中欄に掲げる届出書を、その同表下欄に掲げる時期に国土交通大臣に届け出なければならない。

<p>一 第四条第一項第一号、第六号若しくは第七号又は同条第二項第三号から第六号までに掲げる書面の記載事項に変更があつた場合</p>	<p>その旨を記載した届出書</p>	<p>変更後遅滞なく</p>
<p>二 第四条第二項第一号(改造後の対象自動車に係るものに限る。)又は第二号の書面の記載事項に軽微な変更(当該変更後の排ガス低減性能向上改造が第五条の基準に適</p>	<p>その旨を記載した届出書</p>	<p>変更後遅滞なく</p>

<p>合することが明白であるものをいう。)が あつた場合。</p>		
<p>三 認定を受けた排ガス低減性能向上改造を行わなくなった場合</p>	<p>その旨を記載した届出書</p>	<p>当該改造を行わなくなった日から三十日以内</p>

(変更の承認)

第九条 認定改造者は、第四条第二項第一号(改造後の対象自動車に係るものに限る。)に掲げる記載事項を変更(前条第二号の変更を除く。)するときは、あらかじめ、当該変更をする旨の申請書及びそれに関する資料を国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、第四条第一項に掲げる事項(当該変更部分に限る。)を記載するとともに、同条第二項に掲げる書面(当該変更部分に限る。)を添付しなければならない。

3 前項の承認は、当該変更後の改造が第五条の基準を満たす場合に行う。

4 第四条第三項、第六条及び第七条の規定は、第一項の変更の承認について準用する。

(品質の確保等)

第十条 認定改造者は、当該改造後の対象自動車が第五条第一号及び第三号に規定する基準に適合し、かつ、その品質が保持されるよう対象自動車を改造しなければならない。この場合において、当該認定改造者は、当該改造後の対象自動車が均一性を有するようにするため、当該改造を行った自

自動車について五十台に一台の割合で第五条第一号の基準に適合しているかどうかの試験を実施しなければならない。ただし、当該認定を受けた改造を行うすべての工場が国際標準化機構第九〇〇一号の規格により登録されている場合はこの限りでない。

2 認定改造者は、前項の試験結果を一年間保存しなければならない。

3 認定改造者は、当該認定を受けた改造を行った者をして、当該改造後の対象自動車の使用者に対し、排ガス低減性能向上改造を行った旨を証する書面を交付させなければならない。

(書類の提出)

第十一条 この要領の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書及び届出書は、それらの提出者の住所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して提出しなければならない。

(認定の取消し)

第十二条 国土交通大臣は、次に掲げる場合は、第三条の認定を取り消すことができる。この場合において、国土交通大臣は、当該取消しの日までに行われた改造についてその取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。

一 認定改造者が、当該改造を行わなくなったとき。

二 第四条第一項の申請書、同条第二項の添付書類その他の国土交通大臣に提出された書面の内容に虚偽があったことが明らかになったとき。

三 排ガス低減性能向上改造が第五条の規定による基準に適合していないことが明らかになったとき認めるとき。

四 故意又は重大な過失により第八条の届出を行わなかったとき。

五 第九条第一項の承認を受けずに同項の変更をしたとき。

六 認定改造者が第十条の規定に違反したことが明らかになったとき。